

村上市歴史的風致維持向上計画(第2期)の概要(案)

▶歴史的風致維持向上計画とは

歴史的風致維持向上計画は、「地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律」（以下、「歴史まちづくり法」という。）に基づいて市町村が策定し、主務大臣（文部科学大臣、農林水産大臣、国土交通大臣）が認定し、市町村が進める歴史まちづくりの取組を支援する計画です。

村上市では、第1期計画に引き続き、今後10年間で取り組む目標や方針を定めています。

▶歴史的風致とは

歴史的風致とは、①歴史上価値の高い建造物、②その周辺の市街地、③地域における固有の歴史・伝統を反映した人々の活動の三つが一体となって形成してきた良好な市街地の環境と定義されています。

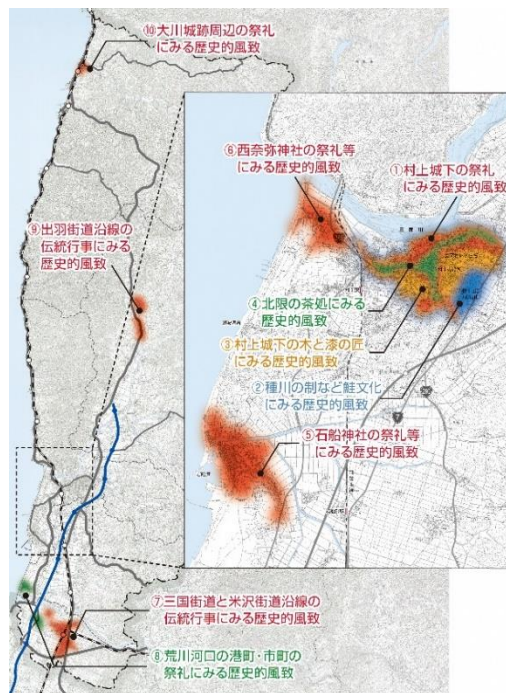
歴史的風致

歴史上重要な建造物及び周辺の市街地と人々の営みが一体となって形成された良好な市街地の環境

歴史と伝統を反映した人々の営み、生活、活動

歴史上価値の高い建造物及びその周辺の環境

▶村上市における歴史的風致の分布



- ① 村上城下の祭礼にみる歴史的風致
- ② 種川の制など鮭文化にみる歴史的風致
- ③ 村上城下の木と漆の匠にみる歴史的風致
- ④ 北限の茶処にみる歴史的風致
- ⑤ 荒川河口の港町・市町の祭礼等にみる歴史的風致
- ⑥ 西奈弥神社の祭礼等に歴史的風致
- ⑦ 三国街道と米沢街道沿線の伝統行事にみる歴史的風致
- ⑧ 荒川河口の港町・市町の祭礼にみる歴史的風致
- ⑨ 出羽街道沿線の伝統行事にみる歴史的風致
- ⑩ 大川上周辺の祭礼にみる歴史的風致

▶策定の目的

社会環境の変化や少子高齢化による人口減少などにより、良好な歴史的風致を形成してきた歴史的建造物や祭礼等の維持が難しい状況であること、建物の老朽化や空き家・空き地の増加等により歴史的な町並み景観が失われるおそれがあること等、多くの課題があることから、第1期計画の評価及び課題の整理を踏まえ、第2期計画を策定します。

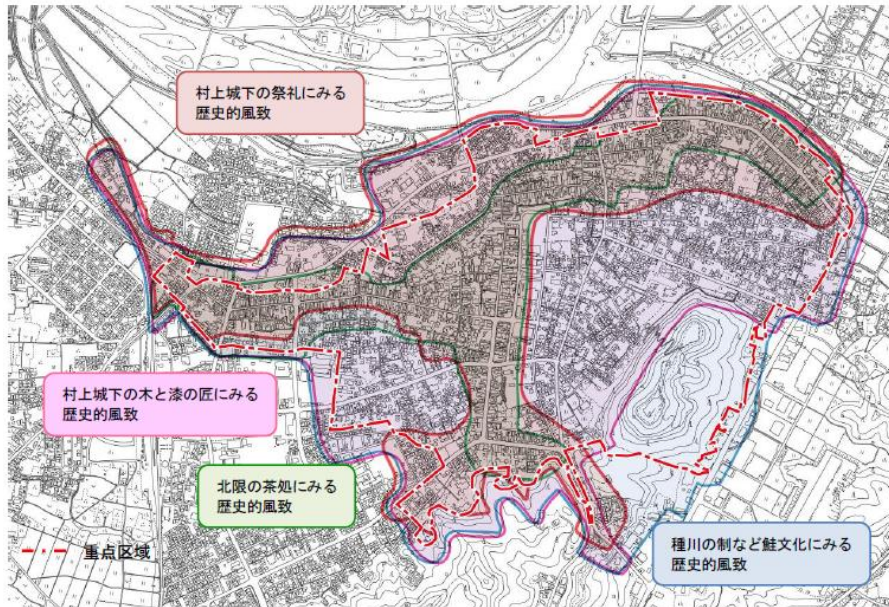
計画期間：令和8年度から令和17年度までの10年間

歴史的風致の維持・向上に関する基本方針

▶ 歴史的風致維持向上計画の重点区域

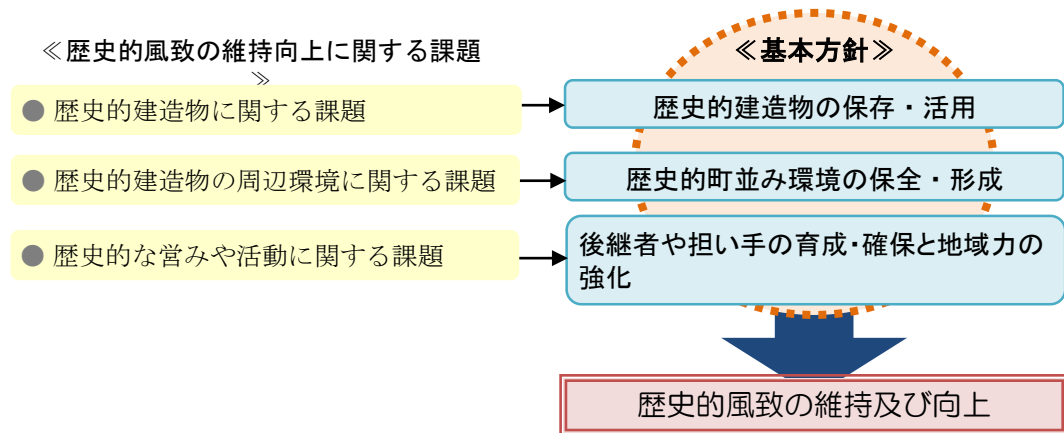
重点区域については、

- ① 重要文化財や重要伝統的建造物群保存地区に供される土地と一体的に施策を推進することが必要な土地であること
 - ② 歴史的風致の範囲内で設定すること
- の2点を前提とし、多様な歴史的風致が色濃く残る村上地域村上地区において、現在も昔の地割や小路等、城下町としての骨格が残っており、良好な歴史的町並み景観が形成されている村上城下町区域を重点区域に設定します。



▶ 歴史的風致の維持及び向上に関する基本方針

歴史的風致の維持及び向上に関する課題、上位計画である村上市総合計画や村上市都市計画マスタープラン等の方針を踏まえて、下記の三つを基本方針として定めます。



▶ 歴史的風致の維持及び向上に必要な事項

歴史的建造物の保存・管理を行うほか、第1期計画中に未実施の道路美装化や無電柱化等の事業により、良好な町並み環境の保全・形成、まちなか回遊性の向上を図ります。また、文化財等の歴史的建造物や歴史的活動の保存等に対する理解を深め、市民等の協力により活動の維持伝承に取り組みます。

1期計画からの変更点

▶日本遺産、未指定文化財等を追加

1期計画の期間中（令和6年6月）に、北前船により栄えた当時の町並みが残る岩船、瀬波、塩谷の町並みのほか、瀬波まつり、村上まつり等の祭礼行事、山北地区、上海府地区、八坂神社の船絵馬等を構成文化財として日本遺産に追加登録されたことを新たに記載します。

また、市内に多数ある未指定文化財について一覧表を記載しているほか、市内の代表的な特産品等についても新たに記載します。



▲瀬波、岩船の町並み

▶歴史的風致の記載を修正

市内に残る各歴史的風致の記載内容に関して

- ① はじめに
- ② 歴史的風致を構成する建造物
- ③ 歴史的風致として残る活動（祭りや技術等）
- ④ おわりに

と構成を統一し、内容をより読みやすい構成に修正します。

▶歴史的風致に関わる建造物の記載を補足

歴史的風致を構成している建造物に関して、建造物の特徴や50年以上経過している根拠を記載し、建造物の詳細がより分かりやすくなるような文章に修正します。



例) 山上染物店

1期計画

旧浜通り沿いの肴町に建つ「山上染物店（山上家住宅）」（国登録有形文化財）は、13代続く染物店であり、村上まつりや村上七夕まつりなどに着用する法被を受注していて、祭りとは切り離すことのできない存在である。初代は、寛文年間に分家して姫路から当地へ移った。屋号は、「紺屋」で12代目までは染物のほか、養蚕や、機織りなども営んでいた。棟札は発見されていないが、和釘や鼻栓が使用されていることから江戸時代後期から明治初期の建築と推測されている建造物である。



2期計画（案）

■山上染物店（山上家住宅）（国登録有形文化財）

旧浜通り沿いの肴町に建つ、13代続く染物店であり、初代は、寛文年間に分家して姫路から当地へ移った。木造二階建ての切妻造りで間口が四間、奥行が七間半の住宅である。棟札は発見されていないが、和釘や鼻栓が使用されていることから江戸時代後期から明治初期の建築と推測されている建造物である。屋号は、「紺屋」で12代目までは染物のほか、養蚕や、機織りなども営んでいた。

歴史的風致の維持・向上に関する取組

▶ 歴史的建造物の保存・活用に関する事業

村上市内の歴史的建造物は、老朽化による破損や劣化等の問題のほか、修理や補修の難しさや経費負担の大きさから建て替えや解体が懸念されるため、事業を推進して歴史的建造物や史跡の喪失の抑止を図ります。また、市内にある史跡の調査と保存活動を継続し、史跡の維持保全に努めます。

● 主な事業

- ・ 歴史的風致形成建造物保存事業



- ・ 史跡村上城跡整備事業



▲黒門跡石垣修復工事



▲黒門跡発掘調査

▶ 歴史的町並み環境の保全・形成に関する事業

市内の歴史的町並みは、老朽化や空地化によって良質な景観としての魅力が十分とはいえない状況です。また、市街地内に張り巡らされた電線や電柱は、市民や来訪者の通行の妨げになるだけでなく、伝統的な祭事を行う際の妨げにもなっていることから、無電柱化事業等を推進して歴史的町並み景観の形成を推進します。

● 主な事業

- ・ 無電柱化事業



▶ 後継者や担い手の育成・確保と地域力の強化に関する事業

伝統的な祭礼や伝統行事への参加者が人口減少とともに減少傾向であり、継続が危ぶまれる状況です。また、製茶や木彫堆朱等に代表される伝統産業についても後継者不足等が課題となっています。これらの活動や営みを継続・継承していくために、関係機関やまちづくり団体と協働し歴史的活動の継承に向けた取組を推進します。

● 主な事業

- ・ 伝統芸能体験事業

